

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策  
 (「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の創設)

令和 2 年 3 月 1 3 日  
 商 工 観 光 労 働 部

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した県内中小企業者の資金繰り支援のため、県中小企業融資制度に新たな貸付制度を創設し、令和 2 年 3 月 1 3 日 (金) から取扱いを開始する。

1 取扱期間

令和 2 年 3 月 1 3 日～令和 2 年 6 月 1 日 (状況に応じて延長を検討)

2 融資枠

5 0 億円

3 既存制度からの変更点

(1) 融資要件の緩和 (一般保証分)

売上高 5 % 以上減少 → 3 % 以上減少

(2) 融資限度額の引き上げ

運転資金 3, 000 万円 → 5, 000 万円

(3) 融資期間の延長

7 年以内 (据置 1 年以内) → 10 年以内 (据置 2 年以内)

(4) 融資利率の引き下げ

所定利率から ▲0. 1 %

(5) 保証料負担の軽減

セーフティネット保証 4 号、危機関連保証関係 0. 35 % → 0 %

セーフティネット保証 5 号関係 0. 25 % → 0 %

一般保証関係 0. 40 ~ 1. 50 % → 一律 0. 40 %

名 称	新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付		
	セーフティネット保証 4 号 危機関連保証	セーフティネット保証 5 号	一般保証
融資要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同期比 15 % 以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比 15 % 以上減少が見込まれること	指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5 % 以上減少している中小企業者等	新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近 1 か月間の売上高等が前年同期比 <u>3 % 以上減少</u> し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比 <u>3 % 以上減少</u> が見込まれる中小企業者等
融資限度額	運転資金： <u>5, 000 万円</u> (組合は 8, 000 万円)	運転資金： <u>5, 000 万円</u> (組合は 8, 000 万円)	運転資金： <u>5, 000 万円</u> (組合は 8, 000 万円)
融資期間	<u>10 年以内 (据置 2 年以内)</u>	<u>10 年以内 (据置 2 年以内)</u>	<u>10 年以内 (据置 2 年以内)</u>
融資利率	年 <u>0. 70 % ~ 1. 20 %</u>	年 <u>0. 90 % ~ 1. 40 %</u>	年 <u>0. 90 % ~ 1. 40 %</u>
保証料率	年 <u>0 %</u>	年 <u>0 %</u>	年 <u>0. 40 %</u>

(注) セーフティネット保証 4 号地域指定：47 都道府県 (R2. 2. 18 ~ R2. 6. 1)

セーフティネット保証 5 号業種指定：旅行業、旅館・ホテル、食堂・レストランなど 508 業種

危機関連保証指定：金融秩序混乱等により全国的に信用の収縮が生じていること (R2. 2. 1 ~ R2. 7. 31)

売上高等の減少について、市町村長の認定が必要

(参考) 過去の緊急対策貸付

- ・口蹄疫緊急対策貸付 (H22. 4. 28 ~ H22. 8. 31)
- ・東日本大震災復興緊急対策貸付 (H23. 6. 1 ~ H24. 3. 31)
- ・霧島山火山活動対策貸付 (H30. 7. 1 ~ H31. 1. 31)